

年度 町県民税 給与支払報告書 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

特別徴収義務者 指定番号	
個人番号 又は法人番号	

(あて先) 篠栗町長 年月日提出		所在地 名称 代表者の 職氏名印	この届出 書に 応答 される方		係 氏名 電話番号			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額 の徴収方法(エ)	退職時までの給与支払額
フリガナ		6月分 円	月分~ 月分			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 転職 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 (給料差引継続) 2. 一括徴収 (残額一括給料引) 3. 普通徴収 (残額個人請求)	円 控除社会保険料額 円
氏名 新姓		7月以降 円						
個人番号		年税額 円						
異動後の現住所(詳しく)								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の徴収方法(エ)について、次の欄に記載してください。

一括徴収する場合 (異動後の未徴収税額の徴収方法(エ)欄が2の場合記入してください。)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
理由 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
理由 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4. その他()	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
一括徴収しない場合 (異動後の未徴収税額の徴収方法(エ)欄が1、3の場合記入してください。)				
理由	※町記入欄	年度	月分以降は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替(期~) 3 一括徴収 4 その他() 点検
		年度	月分以降は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替(期~) 3 一括徴収 4 その他() 点検

◎転勤等による特別徴収届出書(新しい勤務先)

月割額 円を 月分から 徴収し、納入 する。	給与支払義務者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ		個人番号 又は法人番号	
		名称		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名
		代表者の 職氏名印		電話	() -

受付印

※1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、本人からの申出がなくても、残税額をまとめて徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)
 ※退職者には、(ウ)未徴収税額が今後どのようなようになるか“徴収方法”を詳しく説明してください。